業務遂行レベルに着目したメンタルヘルス対応

第 **8**

悠太 麻の葉経営コンサルタント 社会保険労務士・中小企業診断士 株式会社Office d'Azur 代表取締役

高尾総司 岡山大学学術研究院 医歯薬学域

森

前園 健司 経営法曹会議 会員

はいえない」と判断します。 断書は「まだ原職に復帰できな ています。そのためこうした診 ており、それを非常に大事にし 職を原則(原職復帰の原則)とし 職場:元の職位:元の職務への復 いでしょうか。私たちは、元の 提出され、対応に困ることがな が望ましい」といった診断書が いのだから、そもそも復職可と 「復職可。ただし部署の異動

例外の位置付けが

断した場合」「主治医や産業医 合っていないと上司や人事が判 署で受け入れられない、仕事が 時には原職への復帰を原則とし たとえば「本人が希望した場合」 ているはずです。しかしながら、 家族が懇願してきた場合」「部 おおよそどの組織でも、復帰

す。 例外として取り扱いません。 あたります。逆に、これ以外は 部委託された場合などが例外に てしまった場合、元の職務が外 職位を空位にできないため埋め 例外を、「原職がなくなったと うなものになってしまいます。 ているケースが見受けられま があった場合」などを例外とし などでなくなった場合や、元の きのみ」とシンプルに定義して と、もはや原則はあってないよ います。元の職場が部署の再編 私たちは、原職復帰の原則の ただ、ここまで例外がある

なぜ重要なのか

です。それを詳しく解説するに あたり、日本の雇用の特徴につ いて、自治体に限定せずご紹介 原職復帰の原則は極めて重要

から異動した方が良いと指示 えなるのです。 が求められます。そして、正当 られれば) いつでも、働くこと 労働時間を特定しない、「無限 ない場合は、懲戒処分事由にさ な理由なくこれらの命令に従わ どこでも、(時間外労働を命ぜ 命令に従って、どんな業務でも 定性」が挙げられます。正社員 して、職務や勤務地、 したいと思います。 (特に総合職) であれば、会社の 日本型雇用の大きな特徴と あるいは

に行えるため、不況時でも雇用 ていったり、異動や転勤を柔軟 続年数に応じて賃金が上昇し 性により、仕事の難易度を徐々 せん。しかし、こうした無限定 ているように見えるかもしれま ると労働者に過酷な労働を強い に上げることができるため、勤 こうした無限定性は、一見す

リットを享受しています。 められています。 仕者として業務を行うことが求 どこでも、いつでも、全体の奉 応ともなれば、文字通り何でも、 れることがあります。災害対 営の都合によって異動を命ぜら ず任用されているので、行政運 が維持されたりと、労働者もメ に関しては職務内容等を限定せ ここで本題に戻りますが、「異 自治体職員も、特に正規職員

生じた状態であり、受け入れら 務や一部部署の制約がつくとい 動できれば復職できます」とい う状態、いわば正規職員の前提 はずの正規職員なのに、一部業 の部署でもできないといけない す。これは、どんな業務でもど 動をしないといけない状態」で うのは要するに、「復職時に異 であるはずの無限定性に限定が

を回避する方法を学習してし の苦手な業務や苦手な人間関係 職時の異動を行ったとしましょ に、復職時の異動が望ましい」 可能。ただし本人の苦手な業務 的に難渋事例を生み出すことに まったわけです。失敗体験を成 は乗り越えないといけないはず しかし、本人からすれば、本来 したつもりなのかもしれません。 た配慮をしたので、問題は解決 という診断書が提出されて、復 や苦手な人間関係を避けるため つながります。たとえば「復職 また、復職時の異動は、 組織としては診断書に従っ

れを真似て、診断書を提出して すことで難渋事例になってしま するようになり、それを繰り返 います。あるいは、他の人がそ に、同様に診断書を用いて回避 務や苦手な人間関係が生じた際 すると、再度新たに苦手な業

側から奪っているという見方さ

功体験に転換する機会を、組織

えできます。

くるかもしれません。厳しい言

結果

地方公務員 安全と健康 フォーラム 2024.12 26

ら生み出しているのです。 生じるものではなく、 い方をすれば、難渋事例は突然 組織が自

から」といって、高熱でもでき

希望していたら 人手不足で本人も

応であるはずです。 0) 惑をかけるので」と言って無理 が出ているけれど、他の人に迷 せず休んでください」と伝える いたとしましょう。これに対し して出勤しようとしている人が が、組織側としての当然の対 たとえば「体調が悪くて高熱 「体調が悪いのだから無理

あれば、 すると、以前の部署へ異動させ 場合はどうでしょうか。もしか しれません。 て早めに復職させたくなるかも ればなんとか業務ができそうな ス不調になり、以前の部署であ では、異動後にメンタルヘル なおのことそう思うで 人手不足の状況で

というおかしなことになります。 ど体調は万全ではないけれども、 みると、「元の部署に戻れるほ けるところで働いてもらおう」 人手不足で困っているから、働 「忙しいし本人も希望している しかし、この考えを俯瞰的に

> ではないでしょうか。 性を考えると、かなり酷い対応 うことを繰り返して、最終的に それどころか、異動した部署で と考えることと大差ありません。 は難渋事例になってしまう可能 も体調を崩し、再度休んでしま る仕事を割り当てて働かせよう

パワハラは例外に あたるか

考える人がいます。しかしなが 変わりません。 者は慣れた原職に戻ってもらう ら、パワハラが仮に認められた 場合には、原職復帰の例外だと ベ ワハラ」という)の相談があった て加害者側を異動させて、被害 きなので、原職復帰の原則は 合、職場環境改善の一環とし パワーハラスメント(以下「パ

め、 等がなされます。最終的に処分 な 断する必要があります。そのた があるわけですから、慎重に判 ワハラがあったと認定された場 きを経てから認定され、もしパ 合には加害者に対して懲戒処分 なお、パワハラは正式な手続 いので正式な相談はしないが たとえば「事を荒立てたく

> 異 ましょう。 は原職に復帰をめざしてもらい を進めることを約束して、まず にヒアリングして認定プロセス きではありません。復帰後すぐ できないため、療養中に行うべ 行うことになりますが、それが 者に対して詳細なヒアリングを な相談があった場合には、相談 きではありません。また、正式 害者とされる人も異動させるべ はそもそも判断できません。 ケースは、パワハラがあったと 本人の負担となる可能性を否定 ため、 動させてほしい」といった 相談者はもちろん、加 そ

までは、 の関 要があります 顔を合わせたり、業務上の必要 最低限の会話を交わしたりして かわらず、加害者とされる人と ハラが認定されるかどうかにか わせることや、将来的に業務上 者と加害者が事業場内で顔を合 められた場合であっても、被害 ちなみに、仮にパワハラが 心身に不調を来さない程度 そのため相談者には、パワ (わりを持つ可能性はありま 復帰準備に取り組む必

行うための考え方 適切に異動

が紐づいた形で認識され、すで させるべきです。 があるため、まずは原職へ復帰 くても、本人側には病気と異動 病からの復職時に行ってしまう はずで、これらを加味して異動 性や業務への向き不向きはある に言及した問題が生じる可能性 しながら、こうした異動を私傷 を行うことは構いません。しか もちろん、上司や同僚との 組織側にそうした意図がな

から、 はないかもしれませんが、将来 書を提出して異動を求めてくる まで対応しておけば、再度診断 されている状態なのです。ここ 状態です。要するに、たとえ建 可能性はゼロではない、という 的に休業時の部署に配属される ぐにまた原職に配属させること 形で異動をさせます。その後す 常勤務ができることを確認して ようなことはなく、 であれ、職務無限定性は維持 復職後に異動をさせる場合に 原職復帰後に一定期間は通 通常の人事権を行使する 通常勤務を

してくれるはずです。



たかお・そうし/岡山大学医学部 卒。岡山労働局労働衛生指導医。 「業務的健康管理」と「医療的健康 管理」の対比により人事担当者が 自信をもって取り組めるメンタル ヘルス対応手法を開発。著書は、3 人の共著である『ケーススタディ 面接シナリオによるメンタルヘル ス対応の実務』(労働新聞社)ほか。



もり・ゆうた/上智大学総 合人間科学部卒。民間企業 での人事経験を経て、平成 28年より社会保険労務士 として登録。現在は、全国の 自治体・民間企業に対して、 業務遂行レベルに着目した メンタルヘルス対応に基づ いた支援を実施。



まえぞの・けんじ/大阪市 立大学·京都大学法科大学 院卒。労務相談·労使紛争· 労務DDなどのほか、九州・ 福岡健康経営推進協議会 の教育事業担当支援者(労 働法)に就任するなど、労務 全般に関して幅広く活動し ている。